

内部質保証システムにおける外部評価の 実態把握の試み

—2018年度大学基準協会受審大学の分析—

荒木 俊博・山咲 博昭

【要旨】

大学は質を自ら保証するため内部質保証システムを構築し、適切性を示す必要がある。その為には自己点検・評価の客観性や妥当性を示す必要があり、その方策の一つが外部による評価である。本稿では2018年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審した大学の自己点検・評価報告書等から、大学の外部による評価の実態把握を試みた後、その評価の実状について考察を行った。その結果、外部評価は中規模、大規模大学などで実施していること、評価周期は毎年度実施や隔年実施などバラバラであること、外部評価の位置づけは自己点検・評価システムの一機能とする場合や、自己点検・評価結果そのものをメタ的に評価する場合があること、内部質保証の有効性と関連付けて外部評価を捉えていることが明らかになった。

キーワード：外部評価、認証評価、大学基準協会、内部質保証

1. はじめに

大学は学校教育法109条により、自ら教育研究活動について自己点検・評価を行うことや認証評価機関による評価（以下、「認証評価」）を受審する事が定められている。そして後者の認証評価は「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価の大学評価基準として共通して定めなければならないものが規定され、その一つに「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事」があり、これが重点的に認証評価を行う項目として位置づけられている（文部科学省2016a）。ここで述べられている仕組みとは内部質保証（文部科学省2016b）の事とするのが一般的であるが、では内部質保証とは何を指すのだろうか。

認証評価機関の一つである大学基準協会（以下、「基準協会」）は、内部質保証を「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と定義している（大学基準協会2019：3）。基準協会では2018年度から第3クールの

認証評価が開始し、「内部質保証システムの有効性に着目した評価」(大学基準協会 2019: 2)が行われ、大学が自らの責任において構築した内部質保証システムが適切に機能しているかを評価している。

認証評価は7年に1回の周期であり、第3クルの認証評価では各大学が内部質保証システムを構築している事を前提に、その有効性や内部質保証が適切である事を示す必要がある。その為には内部質保証の客観性を示す仕組みが必要であり、内部質保証を構成する自己点検・評価の客観性や妥当性をも高める必要がある。では内部質保証の適切性をどのように示せばいいのであろうか。その方法例として基準協会は自らの大学基準において「自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要」(大学基準協会 2019: 96)と外部評価の活用を挙げている。

しかし外部評価に関する国内の研究は少なく、そして事例報告が主である。例えば九州大学全学共通教育に対する評価(押川 2000)、教養教育に対する外部評価(池田 2005)、教育学部に対する教育評価(長谷川他 2018)などがある。また実態調査として自己点検・評価報告書の記述をまとめた研究(高森 2004)や、全国の86国立大学法人の評価担当者に教養教育「外部評価」の実施状況について調査したもの(高野 2012)がある。これら先行研究は事例報告や実態調査報告が主であり、その外部評価の対象は国立大学や教養教育が多く、内部質保証システムにおいて外部評価が機能するための要件や外部評価の適切な方法と効果、有効性の検証について明らかにしたものではなく、大学基準協会(2019)でも明らかにはされていない。

そこで本稿では、2018年度に基準協会による認証評価を受審した大学を対象として、大学が独自に行う外部評価がどのように行われているかを明らかにし、大学の内部質保証の客観性を高めるためには外部評価がどうあるべきかの検討を行うことを目的とする。

本稿の構成としては、まずは先行研究などから本稿で取り扱う「外部評価」についての定義を行う。第2節では、外部評価に関する先行研究について整理を行い、第3節では、各大学の自己点検・評価報告書や基準協会による評価結果から分析を行い、外部評価の方法や内部質保証への寄与の在り方について検討を行う。

2. 外部評価とは何か

本節では、本稿で取り扱う「外部評価」についての定義を行う。大学における評価を検討する上で、大学自らが行う自己点検・評価は内部評価、第三者が行う認証評価は外部評価とする枠組みを有本(2003: 172-173)が定義している。この分類は、評価主体となる者を軸として、大学の構成員(教員・学生・職員)自らが評価者となる場合には内部評価、大学外部の者が評価者となる場合は他者評価または外部評価と区分している。さらに井田(2007: 152)は「評価対象自身による自己評価、評価対象からの依頼による外部評価、評価対象となる組織とは独立した評価組織が設定する評価基準に基づく第三者評価」とし、有本の定義する外部評価を「外部評価」と「第三者評価」に分けて説明している。

また、佐藤は外部評価を「大学側が評価者（当該領域の専門家）を選び、その評価者が当該大学の教育研究活動等の状況の評価すること」（佐藤 2011a：109）、第三者評価を「評価を受ける対象機関とは別の独立した第三者の組織（人）によって行われる評価」（佐藤 2011b：108）と定義している。一方、喜多村（2003：56）は「『第三者』とは一般に『当事者』」に対する語であり、ある事柄について直接関与するものを当事者といい、それ以外のものをさすのが常識」と指摘し、第三者とは「利害関係がなく、独立している存在」としている。つまり大学にとって、第三者評価とは大学とは無関係且つ利害関係にない機関が行う評価を指している。このように先行研究を踏まえると外部評価は、大学が独自の取組みとして行う外部評価と、評価を受ける大学と利害関係がなく独立した組織が行う第三者評価がある。第三者評価は認証評価や日本技術者教育認定機構（JABEE）等をはじめとする分野別評価などを指すと考えられるが、ここでは大学との関連性があるかないかで、どちらの外部評価に属するかを区分することができる。

また大学評価に関する先行研究として金子（2008：25-26）は1990年代以降の大学評価は第三世代に該当すると主張し、それらは「市場型」「エージェンシー型」「達成度アセスメント型」の3つに分類できると分析している。これらの評価は、大学の自己点検・評価ではなく外部からの評価について述べられており、以下のように説明されている（表1）。

表1 第三世代評価の3分類

評価分類	目的・内容	具体例
市場型	企業やマスメディアが大学情報を捉えて一定の評価をすること	大学ランキング
エージェンシー型	政府による直接評価や大学団体から独立した団体による評価	機関別認証評価 分野別評価 (国立・公立大学) 法人評価
達成度アセスメント型	大学教育の効果を測定するもので、例えば政府が大学における教育の達成度を測定し、補助金に結びつける達成度指標がある	(私立大学) 私立大学等改革総合支援事業 教育の質に係る客観的指標 (国立・公立大学) 法人評価

出典：金子（2008：25-26）に筆者が一部加筆

なお、国立大学及び公立大学の法人評価は進捗状況や達成状況に応じ運営費交付金等にも影響があるため、現在はエージェンシー型でありながら達成度アセスメント型の側面を持つ、ハイブリッド型でもあると考えられる。金子（2008）が主張する評価は、いずれも大学が自ら行う自己点検・評価ではなく、大学の外の機関が行うものであり、有本（2003）の主張に基づき整理すると大学の外部評価と言えよう。また有本や金子の大学における評価や外部評価について、評価主体や大学との関係を軸に図1のように整理することが出来る。

評価主体		
教員・学生・職員	大学以外	
自己点検評価	外部評価	関係あり
	達成度アセスメント評価	大学との関係
	エージェンシー型 第三者評価	
	市場型評価	

図1 大学評価・外部評価の整理

まず、評価主体が大学の構成員か構成員以外かにより内部評価である自己点検・評価と外部評価に区分する。外部評価は評価主体によりさらに細かく区分することができる。分類の軸の1つとして、大学と評価する側の関係がある。大学と評価する側が関係あること、あるいは大学が評価委員を指名することを大学と関係があると定義する。大学と評価委員の関わりがある評価は外部評価であり、大学と関係ない組織が行う評価がエージェンシー型（第三者評価）と市場型評価である。

本稿の対象である、基準協会が求めている自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために行う外部からの評価は、大学が評価委員を選定し、評価内容を決めるものであることから、大学と関係のある者が評価を行う外部評価というカテゴリーに属すると考えられる。

3. 研究の方法と対象

本研究は2018年度に認証評価機関の1つである基準協会が機関別認証評価を受審した大学を対象に、自己点検・評価報告書や認証評価結果報告書の基準2「内部質保証」の外部評価に関する記述内容を分析した。前者の自己点検・評価報告書は対象大学のホームページに掲載されているものを用い、後者の認証評価結果報告書は大学基準協会のホームページに掲載されているものを使用した。なお対象大学は27大学であり、内訳として収容定員4千人未満の小規模大学が17大学、4千～8千人未満の中規模大学が8大学、8千人以上の大規模大学2大学となっている。また設置形態は公立大学が5大学、私立大学が22大学である。

記述内容の抽出は、自己点検・評価報告書や認証評価結果報告書の中で「外部評価」に関して言及があるものを対象としている。しかし「外部評価」と記載している場合でも、認証評価や、文部科学省等の行政による指摘に関するもの、外部からの評価で補助金採択の意味を示すもの、理事会や評議員会の外部者の登用を示すものが見受けられた。これら

に該当する「外部評価」の記述については、前節で取り上げた外部評価と定義せずに、分析から除外することとした。さらに地域連携の取組みに対する外部評価など、自己点検・評価の客観性や妥当性を評価していないものや、将来的に外部評価の実施を考えていると記載している大学については分析の対象外としている。

さて、2018年度現在、基準協会が定める大学基準は10あり、内部質保証は基準2に該当する。本稿の分析対象である2018年度に基準協会の認証評価を受審した大学の内部質保証に関する提言状況は表2のとおりである。

表2 2018年度大学基準協会認証評価 基準2内部質保証の提言状況 (大学規模別)

	指摘なし	改善	是正	改善／是正	長所	総計
小規模	5	8	4			17
中規模	2	4	1	1		8
大規模	1				1	2
総計	8	12	5	1	1	27

2018年度に基準協会の認証評価を受審した大学の約7割が内部質保証について何らかの指摘を受けている。また大学規模別に見てみると大規模大学は母数が2大学しかないが、両大学とも改善や是正はなく、その内の1大学は内部質保証について長所があるとされた唯一の大学である。また小規模及び中規模大学では内部質保証について提言がなされている割合が高い傾向にある。

4. 外部評価の取組みについて

本節では外部評価がどのように取り組まれているのか、取組内容や評価方法について、報告書等をもとに分析を行う。

4.1 外部評価の取組み大学について

まずは大学の自己点検・評価報告書や認証評価結果報告書において、外部評価を実施しているとの記載があった大学はどのような体制で外部評価に取り組んでいるかを概観する(表3)。

表3 外部評価実施の割合

	外部評価を実施	外部評価記載なし
構成員	15校 (55.6%)	12校 (44.4%)

報告書等からは外部評価を実施している15大学が外部による評価を実施し、この内、外部評価の組織や委員会を設けている大学は14大学、大学が設置する委員会に外部の有

識者を入れて外部の評価を実施している大学が1大学であった。なお、15大学は青森公立大学、宇都宮共和大学、神奈川工科大学、関西大学、芝浦工業大学、淑徳大学、清泉女子大学、玉川大学、東京医療保健大学、常葉大学、長野県立看護大学、名寄市立大学、広島修道大学、宮城学院女子大学、立命館大学となっている。

表4 大学規模別の外部評価実施の割合

大学規模	未実施	実施	総計
小規模	10	7	17
中規模	2	6	8
大規模		2	2
総計	12	15	27

さらに大学規模別で外部評価を実施している大学を分類した結果が表4である。大規模大学では2大学とも外部評価を実施しているが、中規模大学では8割、小規模大学では4割程度の実施に留まっている。さらに収容定員による規模だけではなく、大学の学部数から外部評価の実施状況を表5にまとめた。

表5 学部数による大学規模別の外部評価実施の割合

学部数	未実施	実施	総計
1	6	4	10
2	1	1	2
3	3		3
4		3	3
5	1	1	2
6		1	1
7		1	1
8	1	1	2
10		1	1
13		1	1
14		1	1
総計	12	15	27

今回は2018年度の受審大学を対象としているため研究対象数が少ないが、2018年度の受審大学においては、小規模大学は外部評価を実施していないか、報告書等で外部評価について言及していない大学が多い傾向にある事が分かる。また中規模大学や一定以上の学部数がある大学では外部評価を実施する傾向にある事が分かる。最後に外部評価の実施と、基準協会から内部質保証について提言を受けている大学のクロス集計を行った(表6)。

表6 外部評価と内部質保証の提言

	指摘なし	改善	是正	改善／是正	長所	総計
外部評価実施	5	6	2	1	1	15
実施していない	3	6	3			12
総計	8	12	5	1	1	27

基準協会は内部質保証システムや自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫として、外部評価などの取組みを実施することを「大学基準の解説」(大学基準協会 2019:86)に記載し大学に求めている。外部評価を実施していない大学でも内部質保証に関する指摘が行われていない大学があるが、実施している大学でも改善課題や是正勧告といった提言が付されているケースもある。なお内部質保証の多くの指摘は、内部保証システムに内包される各委員会や組織の役割分担が明確化されていない事であり、規程・内規等に定める役割や権限、手続き等については外部評価の評価対象とならない、ないしは評価資料ではそこまで示しておらず改善ができていないなどが考えられる。外部評価は自己点検・評価の客観性を高めるために行っても、内部質保証システムが適切に機能していることと外部評価の実施の関係は薄く、外部評価の有効性に関する限界があるとも考えられる。

4.2 外部評価の名称について

各大学では外部評価を行う組織について、どのような名称で行っているのだろうか。15大学の内、1大学については名称が不明であるが他の14大学では次のような名称が見られた。なお、重複しているものは1回のみ記載している。(表7)

表7 外部による評価の組織名称

青森市地方独立行政法人評価委員会、外部有識者会議、外部評価委員会、大学外部評価委員会、意見交換会、玉川学園 K-16 教育活動等有識者会議、スクリー委員会、自己点検・評価結果に係る評価委員会、長野県看護大学運営協議会、参与会及び名寄市議会総務文教常任委員会、大学評価委員会

法人化している公立大学は、設置者である自治体が設置する委員会による評価を受けることが地方独立行政法人法で定められており、大学の教育研究に関することから財務などの大学・法人運営に関することまで幅広く評価を受けている。公立大学ではこれらの評価を外部評価と位置付け、内部質保証の為の評価としているケースが見受けられる。また私立大学の外部評価を行う機関として外部評価委員会という名称は複数あり、委員会名の最初に「〇〇大学」と大学名を委員会の頭につける大学も見受けられる。特色がある名称例としては「玉川学園 K-16 教育活動等有識者会議」であり、これは大学ではなく学校法人に設置された委員会であるが、大学を対象とした外部評価を書面で行っている。また芝浦

工業大学及び関西大学も法人として外部評価の委員会を設置しており、外部による評価は大学の外という位置づけで法人に設置している。

4.3 外部評価委員会の周期

自己点検・評価の周期は毎年度、あるいは隔年度としている大学がある。それでは、自己点検・評価や内部質保証システムの客観性や妥当性の確保のための外部評価の周期はどのようなになっているのだろうか。報告書や各大学のホームページで外部評価について掲載されている情報を加味して、整理すると毎年度外部による評価を実施している大学が10大学あった。また数年おきに実施する大学として、3年ごとに行う大学は1大学、不定期であるが2005年・2010年・2017年に実施した大学は1大学ある。また過去に複数回実施した形跡はないが、2015年に実施した大学が1大学、不定期あるいは周期が記載されておらず確認できなかった大学は4大学であった。

毎年度外部評価を実施している大学は全体の60%以上を占めるが、数年おき不定期に実施している大学もある。私立大学で外部評価を毎年度実施している場合、その理由として、「私立大学等改革総合支援事業」及び「教育の質に係る客観的な指標」に申請する為に、自己点検・評価への外部者の参画を求められていることが考えられる。しかし外部評価の周期の設定理由や効果などについては本分析からは検証出来ていないことから今後の課題である。

4.4 外部評価の委員の属性

大学が行う外部評価はどのような人を評価委員として任命しているのだろうか。報告書等の公表された情報からは11大学の外部に関する評価を担う委員が確認できた。その中で外部評価委員になっているのは、高等教育機関（他大学）、産業界、行政などである。

他大学の教員として評価に通じている教員、大学が持つ学部等の同領域の教員、高等教育研究の教員などが見られた。他大学の職員は大規模2大学が外部評価委員として挙げているが、いずれも大学の評価に精通している、あるいは担当している職員としており、専門性を持った大学職員である。産業界からは、地元の産業界や会計士等を任命しているケースが多く、行政についても公立大学を有する自治体や教育や地域連携をしている自治体からの委員を選出するケースが見受けられた。

さらに私立大学の2大学では同窓会やOB・OGから外部評価委員を選出しているケースもある。これらの意図として、大学の教育を受けた立場と社会からの視点を求めて、任命していると考えられる。また私立大学に産業界や行政からの外部評価委員が参画している理由として、2018年度の私立大学等改革総合支援事業タイプ1や2019年度では経常費補助に係る「教育の質に係る客観的な質の指標」に、3つのポリシーを踏まえた点検・評価として学外（地域社会や産業界）の参画を求めていることも一因であろう。

4.5 大学は外部評価をどのように捉えているか

報告書の中で基準協会が定める大学基準に基づき、大学が自己点検・評価を行う際に必要な項目について定めた「点検・評価項目」のどの箇所かで記述しているかを分析し、大学が外部評価をどのようにとらえているかについて、検討する。まず内部質保証の基準に基づく点検・評価項目は表8のとおりである。

表8 基準協会 大学基準2 内部質保証の点検・評価項目

1	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
3	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
4	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
5	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

出典：大学基準協会（2019：97）より著者作成

この点検・評価項目ごとに大学は内部質保証について自己点検・評価を行い、認証評価受審時の自己点検・評価報告書を作成する。各大学は各点検・点検評価項目に外部評価について表9のように記載している。

表9 内部質保証の点検・評価項目と外部評価

大学	1	2	3	4	5
青森公立大学		○			
宇都宮共和大学			○		
神奈川工科大学	○	○	○		○
関西大学		○	○	○	
芝浦工業大学	○		○	○	○
淑徳大学			○		
清泉女子大学			○		
玉川大学				○	
東京医療保健大学	○	○			
常葉大学			○		
長野県立看護大学	○			○	○
名寄市立大学	○				
広島修道大学			○		
宮城学院女子大学			○		
立命館大学	○		○		○

注：表頭の番号は表8を参照

1の内部質保証の方針に関する項目に外部評価を記載している大学は、内部質保証の方針を説明するにあたって、内部質保証システムに外部評価がどのように含まれているかを説明する記述が主となっている。2の内部質保証の全学的な体制については、1と同様に内部質保証システムに外部評価がどう組み込まれているかを具体的に説明している大学が外部評価をどのように実施し、自らが教育研究等活動を自己改善していくかを説明している。また神奈川工科大学は2の中で外部評価委員会の構成員を説明するなどし、内部質保証において外部評価が適切な委員によって行われ、内部質保証が出来ている事を示す記載をしていると考えられる。多くの大学では外部評価に関する記述は3の内部質保証システムの有効性に記載されている。この記述の主な特徴として、大学の自己点検・評価の流れから外部評価がどのように関わっているか、もしくは組み込まれているかを記載しているケースが多く見られた。また外部評価に関する詳細な説明も3でしている大学が多い。点検・評価項目の4は情報公表に関する項目であり、外部評価の取組みや結果を公表している例が書かれている。また点検・評価項目の5は点検・評価項目をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているかについて評価を行うが、外部評価の成果について具体的に記載した大学は神奈川工科大学及び立命館大学であり、他の2大学は取組みを行った事を報告したのみである。

各大学が点検・評価において外部評価をどのように捉えているかを概観すると、内部質保証システム、特に自己点検・評価の中で外部評価の位置づけや関わりから内部質保証システムが有効であると捉えている大学が多いと考えられる。しかし点検・評価項目に外部評価の結果をもとに改善・向上に向けた取組みを記載している大学は殆どなく、本分析からでは外部評価の効果について検証することは今後の課題である。

4.6 自己点検・評価や内部質保証に外部評価はどのように組み込まれているか

外部評価はどのように行われているのか。これは大きく2つのパターンが確認できる。

1つめは、自己点検・評価に内包された外部による評価である。毎年度行う自己点検・評価の中に外部による評価が組み込まれ、方針から点検・実績評価などを外部によるチェックや意見を求め、それらをもとに自己改善を行うケースがある（例えば芝浦工業大学などあるが、このケースは非常に少ない。自己点検評価、いわゆるPDCAのサイクルに外部評価を差し込むことは、スケジュール的にも忙しく、外部評価をすぐに終わらせないといけないからである）。

2つめは自己点検・評価に対するメタ評価を行う外部評価である（図3）。立命館大学では、自己点検・評価および内部質保証に関する評価を行うため、学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、毎年度ではないが定期的に外部評価を行っている。特徴的なのが、内部質保証システムそのものをはじめとし、点検・評価の妥当性等に対する評価を行っていることである。自己点検・評価報告書では当該委員会からの指摘への対応状況についても言及しており、実質的にシステムそのものに対するメタ評価を実施している。ま

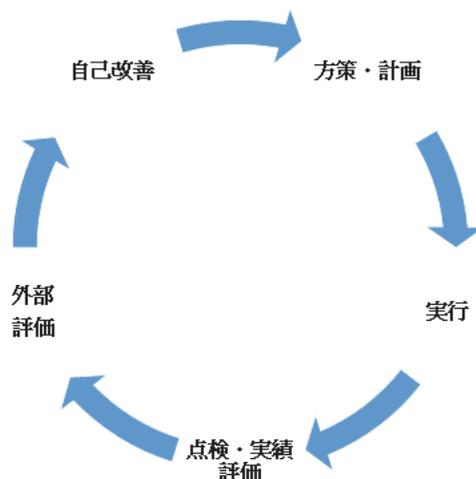


図2 自己点検・評価と外部評価の組み込み

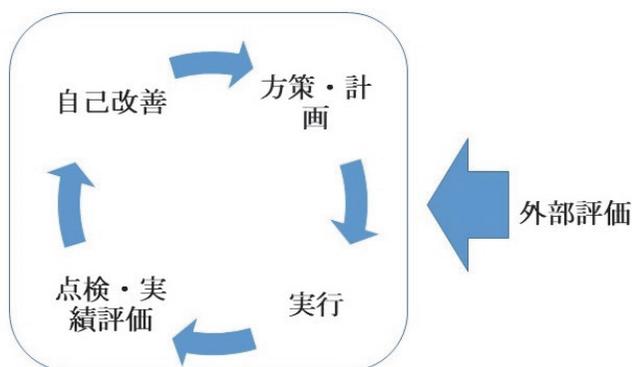


図3 自己点検・評価と外部評価の組み込み

た淑徳大学では毎年度外部評価を行っているが実施時期は2月であり、昨年度の教育研究の取組みや自己点検評価の適切性について評価がされている。多くの大学の外部評価はこちらの方式である。この外部評価はPDCAサイクルを包括的に見るものである。なお評価対象は、自己点検・評価システムやPDCAサイクル全体なのか、もしくは取組みとしての実施 (Do) なのか、点検 (Check) なのか、改善 (Action) なのかは、報告書の中では判別できていないものが殆どであった。

5. 外部評価の考察と課題

本研究では2018年度の基準協会第3クールの認証評価を受審した大学の自己点検・

評価報告書や認証評価結果報告書の外部評価の記述について分析を行った。これらの結果をまとめると、外部評価は6割以上の大学で取組が行われているが、外部評価を実施していても内部質保証システムに対して改善課題や是正勧告などの提言を受けている大学もある事から、外部評価を実施しているからといって内部質保証システムが有効に機能していると評価されるわけではない。その理由として外部評価は、自己点検・評価システム、いわゆるPDCAサイクルにおけるチェック(C)の機能に組み込まれる場合や、PDCAサイクルそのものの適切性をメタ的に評価するなど大学の教育研究等の取組みについて評価を行っていることは確認できるが、外部評価が内部質保証システムへどのように影響を与えているのか、どのような位置づけにあるかなどの関係性は本分析からでは読み取ることが出来ていない。

また本稿で定義する外部評価は、大学が評価委員を選出する大学と関係性のある外部評価であるが、委員を概観すると産業界や地方自治体など行政の関係者が委員に入っている例もみられる。大学の教育研究等を外部の視点で評価することは社会からの要請を教育研究等に反映する上で必要であると考えているが、委員自らの学生時代の経験や印象のみを踏まえた評価である場合は昨今の大学が置かれている状況などを踏まえずに主観的な評価が行われている恐れがあることから、適切な評価が出来ているか、大学の教育研究等の改善に繋がっているかについては別途検討が必要である。

最後に本研究の課題をまとめたい。本研究は、基準協会で認証評価を受審した自己点検・評価報告書や認証評価結果報告書の外部評価の記述を分析したものであり、他の認証評価機関による評価結果や過去の基準協会の評価結果報告書まで範囲を広げて分析を行っていない。その為、我が国において外部評価の実態把握は他の評価機関の評価結果報告書の分析を行うか、大学に対してアンケート等を活用した量的調査やヒアリング等の質的調査を行う必要がある。

また本稿では外部評価の定義、外部評価を行う組織名称や実施周期、外部評価が自己点検・評価や内部質保証にどのように位置づくか、外部評価の概要について明らかにしただけである。自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるための外部評価の方法や要件については、本研究では分析が行えていない部分であり、今後の課題としたい。

引用(参考)文献

- 有本章, 2003, 「大学評価の現状と課題—ブラックボックスと化した大学に未来はない」大南正瑛・清水一彦・早田幸政編『大学評価文献選集』エイデル研究所: 170-179.
- 池田駿介, 2005, 「東京工業大学の教養教育評価の取り組み」『大学評価・学位研究』1: 67-75.
- 井田正明, 2007, 「組織の評価システム」『知能と情報』19(2): 151-155.
- 押川元重, 2000, 「自己点検・評価と外部評価で何を得られたか 九州大学—全学共通教育」『IDE 現代の高等教育』7-8月号: 33-37.
- 金子元久, 2008, 「大学評価のポリティカル・エコノミー」『高等教育研究』3: 21-41.
- 喜多村和之, 2003, 「日本における大学評価政策の形成と立法過程」『教育社会学研究』72: 53-71.

- 佐藤仁, 2011a, 「外部評価」シリーズ「大学評価を考える」第5巻編集委員会編『大学評価基本用語100』晃洋書房:109-110.
- 佐藤仁, 2011b, 「第三者評価」シリーズ「大学評価を考える」第5巻編集委員会編『大学評価基本用語100』晃洋書房:108-109.
- 大学基準協会, 2019, 『大学評価ハンドブック』大学基準協会 (https://www.juaa.or.jp/common/docs/accreditation/handbook/university/2019/handbook_all.pdf, 2019.8.3)
- 高野篤子, 2012, 「教養教育における『外部評価』の実施状況—国立大学法人を中心として」『大学教育学会誌』34(1):89-95.
- 高森智嗣, 2004, 「『教育の内部質保証システム』の概要—自己点検・評価報告書の記述内容から」『福島大学総合教育研究センター紀要』17:91-97.
- 長谷川博史・佐々木直樹・畑智子・近藤翔平, 2018, 「学部教育活動評価委員による教育学部外部評価の分析—第七期(平成28年・29年度)の評価票から」『島根大学教育学部附属教育支援センター研究紀要』17:17-31.
- 文部科学省, 2016a, 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知)」.
- 文部科学省, 2016b, 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について(諮問)」.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1368843.htm, 2019.9.12)